

平成28年9月16日（金曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	古 沢 清 志	委員	3番	佐 藤 耕 治	委員
4番	渡 邊 賢 一	委員	5番	伊 藤 正 彦	委員
6番	遠 藤 智 与 子	委員	7番	太 田 芳 彦	委員
8番	石 山 忠	委員	9番	阿 部 清	委員
10番	沖 津 一 博	委員	12番	工 藤 吉 雄	委員
13番	柏 倉 信 一	委員	14番	木 村 寿 太 郎	委員
15番	内 藤 明	委員	16番	杉 沼 孝 司	委員

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	丹 野 敏 晴	副 市 長
草 苺 和 男	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
菅 野 英 行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	田 宮 信 明	政策企画課長
伊 藤 耕 平	さがえ未来創 成課 長	宮 川 徹	財 政 課 長
設 楽 和 由	税 務 課 長	荒 木 信 行	市民生活課長
森 谷 孝 義	建 設 管 理 課 長	安 達 晃 一	下 水 道 課 長
原 田 真 司	農林課長（併） 農 業 委 員 会 事 務 局 長	辻 洋 一	商工振興課長
松 田 仁	さくらんぼ 観 光 課 長	阿 部 藤 彦	健康福祉課長
安 達 徹	高 齢 者 支 援 課 長	竹 田 浩	子 育 て 推 進 課 長
小 畑 広 明	会 計 管 理 者 （兼）会 計 課 長	軽 部 賢 悦	水 道 事 業 所 長
土 屋 恒 一	病 院 事 務 長	山 田 健 二	学 校 教 育 課 長
高 林 雅 彦	生 涯 学 習 課 長	大 沼 孝 一 郎	監 査 委 員
辻 登 代 子	監 査 委 員	渡 辺 優 子	監 査 委 員 事 務 局 長

○事務局職員出席者

月 光 龍 弘	事 務 局 長	山 田 良 一	局 長 補 佐
渡 邊 拓 也	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

決算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会  
平成28年9月16日(金) 予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 認第 1号 平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について  
" 2 認第 2号 平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 3 認第 3号 平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 4 認第 4号 平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 5 認第 5号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 6 認第 6号 平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 7 認第 7号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 8 認第 8号 平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定  
について  
" 9 認第 9号 平成27年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の  
認定について  
" 10 認第10号 平成27年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について  
" 11 議第51号 平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
" 12 分科会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務産業分科会委員長報告  
(2) 厚生文教分科会委員長報告  
" 13 質疑・討論・採決  
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前10時00分

発言の申し出並びに  
発言訂正の申し出

○阿部 清委員長 おはようございます。  
ただいまから決算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○阿部 清委員長 ここで、当局から発言の申し出並びに発言訂正の申し出がありますので、これを許可します。

初めに、発言の申し出について、設楽税務課長。

○設楽和由税務課長 6日の決算特別委員会にお

ける内藤委員の質問に対し、一部説明が不足しておりましたので、補足説明させていただきます。

国民健康保険税と保険料に関する質問に対し、県内では市町村全てが税で集めているとお答えいたしました。これについてはそのとおりではございますけれども、ただ市町村以外について見てみますと、最上地区広域連合が保険料としております。この部分について説明が不足していたと思われるので補足させていただきます。よろしく願いいたします。

○阿部 清委員長 次に、発言訂正の申し出について、土屋病院事務長。

○土屋恒一病院事務長 6日の決算特別委員会で、木村委員からリース資産で減価償却の残っている資産の主なものについて問われた際に、非常用自家発電装置とCTとCR画像システムとお答えしましたが、正しくは臨床検査システム機器と医療情報システム用ネットワーク機器でございました。おわびして訂正させていただきます。

## 議 案 上 程

○阿部 清委員長 日程第1、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、議第51号平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします

### 分科会審査の経過並びに結果報告

○阿部 清委員長 日程第12、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務産業分科会委員長報告

○阿部 清委員長 初めに、総務産業分科会委員

長報告を求めます。太田総務産業分科会委員長。

〔太田芳彦総務産業分科会委員長 登壇〕

○太田芳彦総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月7日、8日、委員6名出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで、歳出第11款、歳出第12款及び歳出第13款並びに認第2号、認第3号、認第4号、認第9号及び議第51号であります。

審査の都合上、認第1号については認第1号中歳出第3款の一部の審査終了後に歳出第9款の審査を行い、次に歳出第5款、次に歳出第7款の審査を行い、その後歳出第6款、次に歳出第8款、次に歳出第11款の順で審査を行うこととし、また議第51号については認第4号の審査終了後に審査を行い、その後認第9号の審査に入ることを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳入全部を議題とし、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第1款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款の一部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「デマンド型公共交通運行事業で、27年度の乗客人数と1日当たりの人数を伺いたい」との問いがあり、当局より「27年度の乗客

人数は5,776人で1日平均が19.51人となっております」との答弁がありました。

委員より「天童市営バス運行負担金の関係で天童市の負担と利用人数は」との問いがあり、当局より「基本的な考えとして天童市が70%負担、寒河江市が30%負担です。利用人数は3万8,498人です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「防災ヘリの出動回数は何件か」との問いがあり、当局より「26年度ゼロ件、27年度ゼロ件、28年度8月までは幸生へ1件です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第5款を議題とし、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「空き店舗対策支援事業補助金の補助した件数とその効果を伺いたい」との問いがあり、当局より「27年度は9件で事業者数としては6件でした。効果については、空き店舗で新たな事業を営むことの推進に役立っていると考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第6款を議題とし、質疑に入りました。

した。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「グリーンツーリズム推進協議会に8万円を支出しているが、啓発活動等を展開し、少しでも推進する必要があるかと思うがどうか」との問いがあり、当局より「今後は啓発活動も進めていきたいと思っております」との答弁がありました。

委員より「不用額が11億5,700万円で大きく感じるがどう考えるか」との問いがあり、当局より「予算編成時の事業見込み数に対して実際の申し込み数が少なかったことと、県事業が少なくなったことにより市からの負担金も少なくなってしまうことが、主な不用額が発生した原因であります。事業見込み数に対しては、より精査していきたいと考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「山西米沢線の工事の進捗について伺いたい」との問いがあり、当局より「うろこやまでの第1工区は27年度の繰り越し工事、舗装を行い、ことし12月までに完成を見込んでいます。うろこやから陵南中までの第2工区は、交付金の内示率が低いため用地補償におくれが生じております。28年度までの事業として全体事業費の42.4%の進捗率となっております」との答弁がありました。

委員より「除雪事業について同じ地区でもはかる地点により積雪量が違う。除雪の基準を測定する際は雪の多い地点で測定したほうが渋滞緩和につながると思うがいかがか」との問いがあり、当局より「自主出動時にパトロール等で調査し、再度検討して対応してまいりたいと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第12款を議題とし、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第13款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第2号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「収入未済額を減らすためにどのように対応しているのか」との問いがあり、当局より「収入未済額につきましては、家庭訪問などをして納付相談や集金を行い、収納率を上げるような努力をしているところです」との答弁がありました。

委員より「処理場のいわゆる悪臭と称する部分の管理はどのようにされているのか、基準をどの程度においているのかを伺いたい」との問いがあり、当局より「気候によってもにおいがするときとしないときがありますので、現場の状況によって消臭剤の量を調整してにおいが出ないような対応をしているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第3号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「水洗化はどのくらいの進捗率か」との問いがあり、当局より「寒河江市生活排水処理基本計画を策定し、合併浄化槽と公共下水道を含めた水洗化率を出していますが、27年度末で計画どおりの78.2%の水洗化率となっております。合併浄化槽の区域の中では、平成47年までには100%にしたい計画です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第4号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第51号平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「3年ほど前に広域水道がストップした災害がありましたが、有事の際に賄えるだけの水を確保するための設備増強について伺いたい」との問いがあり、当局より「断水対策の1つ目として、8号井を新設し、8号井をつくるときに試験的に掘った試掘井も予備水源として確保しております。2つ目は、送水管を耐震性のあるものに更新中です。3つ目に、自己水源側の配水管と村山広域水道の配水管に連絡管を3カ所設け、自己水源側から村山広域水道の配水管へ送るような対策案で動いております」との答弁がありました。

委員より「耐震管の整備率といつごろを最終的な目標に整備されるのか伺いたい」との問いがあり、当局より「基幹管路の耐震適合性が37.2%、浄水場の耐震化率は52%、配水池が74.7%となっており、全国平均は上回っています。また、最終的な目標は出しておりませんが、当面の目標として第6次振興計画の中で耐震化

の目標を設定しています。こちらは基幹管路ではなく全ての管路ですが、10年後に32%を目標にしています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第9号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 厚生文教分科会委員長報告

○阿部 清委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。遠藤厚生文教分科会委員長。

〔遠藤智与子厚生文教分科会委員長 登壇〕

○遠藤智与子厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月8日及び9日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号及び認第10号であります。

初めに、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「町会長連合会への補助金について、最近金額が上がったという話を聞いたが、その内容は」との問いがあり、当局より「平成27年度の補助金等交付要綱によると、補助金は連合会の会長、副会長の手当を対象とするものと、

事務交付金として連合会事務所経費を対象とするものがあります。平成28年度からは、連合会運営経費を対象として10万円増の45万円となっています」との答弁がありました。

委員より「個人番号カードだが、実際にカード発行されているのは何名か」との問いがあり、当局より「ことし3月末の交付枚数は1,624枚で、8月末現在では2,462枚となっています」との答弁がありました。

委員より「街灯のLED化だが、あとどのくらい残っているのか」との問いがあり、当局より「27年度まで2,707灯がLED化になっています。残りは今年度要望のあった1,271灯の切りかえと、新規96灯となっており、予算的には切りかえのほうは全て実施が見込まれますが、新規については若干来年度に積み残しになる場合があります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「西村山広域行政事務組合への負担金で明鏡荘分担金とあるが、どのような割合の支出になるのか」との問いがあり、当局より「1つが施設運営費に対する分担金で、平等割20、人口割40、基準財政需要割40の割合で分担しています。もう一つはアスベスト除去等にかかる工事費の償還金に対する分担金ですが、これも同じ割合で分担しております」との答弁がありました。

委員より「老人福祉施設整備事業補助金が3,700万円あるが、その内訳は」との問いがあり、当局より「長生園の増床分156万円、いずみの増床分1,158万3,899円、しらいわの増築分1,375万円、また寒河江やすらぎの里に老健とグループホーム建設分として1,017万3,214円となっています」との答弁がありました。

委員より「放課後児童対策活動施設整備事業費補助金の内訳は」との問いがあり、当局より「ことし4月から三泉学童クラブが開設するに当たり、その備品やエアコンなど準備のための補助金が100万円出ています。ほかにもねっこ、やまびこ、さくらっこの3つの学童クラブに備品等の補助など4つ合わせて470万円の補助金が交付になっています」との答弁がありました。

委員より「生活保護の扶助世帯が82世帯101人、人口比が0.24%ということだが、他市町村の中ではどのくらいの位置にあるのか」との問いがあり、当局より「13市で言うと村山市に次いで2番目に低い状況です」との答弁がありました。

委員より「同じく82世帯の内訳は」との問いがあり、当局より「高齢者世帯が45、母子世帯が1、傷病者世帯が2、障がい者世帯が12、その他22世帯と、合わせて82世帯という状況です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「特定不妊治療費助成事業の内容は」との問いがあり、当局より「体外受精、顕微授精という方法に限って、43名の方に10万円を限度に助成したということです」との答弁がありました。

委員より「がん患者医療用品購入助成事業でウィッグに対する15万円とあるが、その内容は」との問いがあり、当局より「1人につき1万円が限度ということで、15人の方に補助をして15万円ということです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を

求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「障害児通学支援事業でのタクシーの利用状況は」との問いがあり、当局より「小学校は3校で5名、中学校は2校で3名となっています」との答弁がありました。

委員より「読書の盛んな学校づくり事業で5名が配置されているが、その配置状況は」との問いがあり、当局より「寒河江、寒河江中部、南部、醍醐、白岩の各小学校に配置しており、複数校受け持つ形で小中全てを網羅することになります」との答弁がありました。

委員より「学校教育研究推進事業に40万円とあるが、その内訳は」との問いがあり、当局より「2年間かけて研究し、2年目で公开发表するシステムなので、1年目は基礎的研究として8万円、2年目は公開するためにかかる経費等で32万円となっています」との答弁がありました。

委員より「体育施設管理運営事業の委託料が約6,300万円とあるが、管理運営を委託している施設はどこか」との問いがあり、当局より「屋内多目的運動場チェリーナさがえを株式会社ヤマコーに委託し、その他、体育館、弓道場、プール、テニスコート、合宿所、陸上競技場、野球場は市の体育振興公社に委託しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第5号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局からの説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「ジェネリック医薬品の現在の普及率は何%か」との問いがあり、当局より「平成28年3月時点で69.02%となっています」との答弁がありました。

委員より「療養給付費交付金は前年度より1億1,400万円ほど少なくなっているが、その理由は」との問いがあり、当局より「平成26年度に制度が終了したことにより、退職被保険者の数が急激に減り医療費そのものが減少したことにより、交付金も減っているということです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第6号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局からの説明を求め、質疑に入りました

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市立病院の保健事業に対する繰出金がないのはどうしてか」との問いがあり、当局より「後期高齢者医療制度は山形県内35市町村の広域連合で組織運営しています。寒河江市としては割り当てられた保険料を徴収して納付する仕組みになっており、特別な事業に対する繰り出しができる仕組みではないということです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第7号平成27年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「高額医療合算介護サービスを利用した場合、国民年金受給者が施設に入所することはできるか」との問いがあり、当局より「介護サービス費だけを考えると4人部屋の多床室の場合3万7,000円を限度で、ユニット型個室の場合5万2,000円を限度として入所できることとなります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第8号平成27年度寒河江市介護認定

審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第10号平成27年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「未収金が2億円余りあるが、時効の基準はあるのか」との問いがあり、当局より「保険機関からの診療報酬約1億7,000万円は2カ月後に入金となり、個人未収金の病院の診療に係る債権の消滅の時効期間は地方自治法の5年ではなく民法の3年と解すべきとなっておりますが、本人の申し出がないものについてはその債権の消滅ができないことになっており、市立病院では不納欠損処分は行っておりません」との答弁がありました。

委員より「病院事業費に研究研修費とあり病院経営にかかわる研修もあると思うが、出席しているのか」との問いがあり、当局より「自治体病院協議会主催、また日本病院会主催などの病院経営にかかわる研修があり、出席しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○阿部 清委員長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質



疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は初めに認第1号、認第5号、認第6号、認第7号及び議第51号を除く、認第2号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成27年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について、認第10号平成27年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての6案件を一括して採決いたします。

ただいまの6案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

6案件は、各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号及び認第10号の6案件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第51号平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第51号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成委員 起立]

起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成委員 起立]

起立多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成委員 起立]

起立多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成27年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立

より採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

閉 会 午前10時39分

○阿部 清委員長 以上をもって決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するため署名する。

決算特別委員会委員長 阿 部 清